

ノースカロライナ州親権・監護権概要

ノースカロライナ州親族法の概要

ノースカロライナ州親族法の法律は、1章から168A章で構成されるノースカロライナ州法の第50章「離婚及び離婚手当」(**Chapter 50: Divorce And Alimony**)として規定されている。

第50章は以下のとおり5つの節(Article)で構成されており、親権ないし監護権については、その実体的な内容及び手続につき、第1章の離婚、離婚手当、及び養育費一般(Divorce, Alimony, and Child Support, Generally)において規定されている。州ないし国を超える監護権に関する管轄等を規律するUCCJEAの規定については、第50A章として規定されている。

Chapter 50: Divorce And Alimony.

Article 1. Divorce, Alimony, and Child Support, Generally.

§ 50-11.2. Judgment provisions pertaining to care, custody, tuition and maintenance of minor children.

§ 50-13.1. Action or proceeding for custody of minor child.

§ 50-13.2. Who entitled to custody; terms of custody; visitation rights of grandparents; taking child out of State; consideration of parent's military service.

§ 50-13.3. Enforcement of order for custody.

§ 50-13.5. Procedure in actions for custody or support of minor children.

§ 50-13.6. Counsel fees in actions for custody and support of minor children.

§ 50-13.7. Modification of order for child support or custody.

Article 2. Expedited Process for Child Support Cases.

Article 3. Family Law Arbitration Act.

Article 4. Collaborative Law Proceedings.

Article 5. Parenting Coordinator.

Chapter 50A: Uniform Child-Custody Jurisdiction And Enforcement Act And Uniform Deployed Parents Custody And Visitation Act.

Chapter 50B: Domestic Violence.

Chapter 50C: Civil No-Contact Orders.

親権・監護権の概念・内容

監護権については基本的にCustodyという言葉が使われ、これに面会交流(Visitation)を含めた広い概念としてParental Rightという言葉が使われている。UCCJEAの規定以外には法的監護権(Legal Custody)と身上監護権(Physical Custody)を区別した規定はない。親等の面会交流権については、「監護権」に含めるものとみなす旨の規定(50-13.1条(a))もあり、部分的な身上監護権に相当するものとするべき場合もあろうかと思われるので、面会交流権のみを有する親から子を奪取した場合がハーグ条約上の監護権侵害にあたるかどうかについては、定められた面会交流の中身を検討する必要がある場合も考えられよう。

共同監護権の決定については、いずれかの親からの請求があれば考慮されなければならない旨が規定されている(50-13.2条(a))。

婚姻中の夫婦が共同で監護権を行使すべき旨あるいは行使できる旨を明示した規定はないが、離婚訴訟の判決が未成年の子の監護に関する事項についての裁判所の判断を含むものとするところから、旨規定されていること（50-11.2条）からすれば当然の前提と考えてよいであろう。

監護権の決定に前置される裁判所の調停プログラム

裁判所は、監護権又は面会交流につき争いのある場合において、相当な理由がある場合には当事者の申立て又は職権により相調停に付さなければならないとされる（7A章39A節）。この調停手続きは裁判所事務局（The Administrative Office of the Courts）が創設した子の監護権及び面会交流についての調停プログラムであり、非公開で進められ、調停で用いられた発言等については原則として証拠として利用できないようにして当事者の事情を広くくみ取るようなシステムとなっている一方で（50-13.1条(e)）、調停の結果成立した合意については、原則として裁判所の決定と同様の執行力が確保されている（50-13.1条(g)(h)）。もっとも、自発的な調停についての当事者間の合意がある場合、又は、未成年の子の虐待や放置に関する主張、アルコール依存症・薬物濫用・当事者間におけるドメスティックバイオレンスの主張、若しくは、深刻な心理的・精神的・情緒的な問題の主張がある場合などには、裁判所の決定により裁判所の調停プログラムを経ずに監護権に関する決定を得ることも認められている（50-13.1条(c)）ほか、各当事者が、調停人の偏見、当事者に対する無理解その他の偏向を理由として、調停を終了し裁判所で審問を行うことを申し立てることができる旨の定め（50-13.1条(d)）もあり、調停プログラムを利用することが相当でないと考えられる場合にはこれを利用しない方途についても配慮されている。

ドメスティック・バイオレンス等の考慮

裁判所は、監護権に関する決定につき、子の利益と福祉を最大限促進するように、当事者間におけるドメスティック・バイオレンス、子の安全、一方の当事者によるドメスティック・バイオレンスからの他方当事者の安全等を考慮しなければならないことが規定されている（50-13.2条(b)）。特に、裁判所がドメスティック・バイオレンスがあったことを認定した場合には、監護権に関する決定につき、子とドメスティック・バイオレンスの被害者を最もよく保護するような決定を下さなければならないことが規定されている（50-13.2条(b)）ほか、ドメスティック・バイオレンス行為を理由として、子とともにあるいは子をおいて失踪したり転居したりした場合には、監護権又は面会交流の決定において失踪または転居の事実を不利な事情として扱ってはならない旨が規定されている（同上）。